

## 共通インターフェース仕様書の公開範囲について

### 【第2回会合における議論】

- 消防救急デジタル無線共通仕様書が非公開とされていることを踏まえ、セキュリティの観点から共通インターフェース仕様についても非公開とすべきではないか。
- 共通インターフェース仕様書は、新規参入事業者を含めて異メーカー間接続を実現するために策定するものであることから、(セキュリティリスクのない範囲で)公開が必要。
- 消防救急デジタル無線共通仕様書は、無線通信部分の仕様を定めているため、全て公開された場合に傍受・妨害のリスクがある一方、共通インターフェース仕様は第三者が容易にアクセスできない指令制御装置と無線回線制御装置の間の仕様を定めるものであり、公開しても大きなリスクはないのではないか。
- 指令制御装置と無線回線制御装置が別の建屋に設置されている場合もあるので、そのような場合のリスクについても評価が必要。  
→公開に伴うリスクの程度は共通インターフェース仕様書で規定される内容次第であることから、共通インターフェース仕様書の策定作業がある程度進んでから改めて議論する。

### 【TTC SWGにおける議論】

- 共通インターフェース仕様は第三者が容易にアクセスできない指令制御装置と無線回線制御装置の間の仕様を定めるものであり、公開しても大きなリスクはないという見解で一致。
- 指令制御装置と無線回線制御装置が別の建屋に設置されている場合についても、専用線等の第三者がアクセスできない回線を使用し、多重無線等の無線区間を通る際には暗号化するなどの措置が講じられているため、共通インターフェース仕様を公開してもセキュリティ上のリスクは少ない。

### 【議論を踏まえた公開範囲(案)】

これまでの議論を踏まえ、共通インターフェース仕様書については、他のTTC文書と同様に広く公開する。